



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年8月30日(火) 第10030号

目次

ページ

規則

- 二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則の一部を改正する規則（グリーンイノベーション推進課） 2
- 農業委員会等に関する法律に基づく交付金の交付の基準を定める規則の一部を改正する規則（農業構造政策課） 3

告示

- 免税証の無効（税務課） 5
- 寄附金の収納事務の委託（危機管理課） 5
- 指定納付受託者の指定（同） 5
- 知事指定薬物の指定（薬務課） 6

公告

- 肥料の登録事項に係る変更届出（技術支援課） 6
- 土地改良区役員の退任の届出（農村整備課） 6
- 土地改良区の定款変更認可（同） 7
- 同 7
- 都市計画土地区画整理事業の変更に係る縦覧（都市計画課） 7
- 開発工事の完了（建築課） 7

落札

- 落札者等の決定（業務プロセス改革課） 8

■規則

二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十二号

二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則（令和四年群馬県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条を削り、第四十一条を第五十三条とし、第四十条を第五十二条とし、第三十九条を第五十一条とする。

第三十七条の見出しを「（食品ロス削減推進計画等の公表）」に改め、同条中「による食品ロス削減推進計画の公表」の下に「並びに同条第三項の規定による食品ロス削減推進計画に基づく措置及び施策の実施の状況の公表」を加え、同条を第五十条とする。

第三十六条を第四十九条とし、第三十二条から第三十五条までを十三条ずつ繰り下げる。

第三十一条を第三十六条とし、同条の次に次の八条を加える。

（特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の作成等）

第三十七条 条例第六十条第一項に規定する特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画は、知事が別に定める書類を添付して、当該特定建築物の新築、増築又は改築に係る工事着手予定日の二十一日前までに提出するものとする。

2 条例第六十条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定建築物に導入すべき再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気

量

二 その他知事が別に定める事項

（提出を要しない軽微な変更）

第三十八条 条例第六十条第二項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる要件の全てに該当する変更とする。

一 条例第六十条第一項第一号に掲げる事項を変更しないものであること。

二 特定建築物の床面積を変更しないものであること。

三 特定建築物に導入する再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気

量

を変更しないものであること。

四 再生可能エネルギー設備等の種類を変更しないものであること。

（変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画等の提出）

第三十九条 条例第六十条第二項の規定による変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の提出は、知事が別に定める書類を添付して、変更の事実が

あつた日から三十日以内に行うものとする。

（特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の実施報告）

第四十条 条例第六十一条の規定による特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に定める特定建築物（条例第六十条第二項の規定により変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画を提出した特定建築主にあっては、当該変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に定める特定建築物）に係る工事の完了の報告は、当該工事の完了後十五日以内に行うものとする。

（特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画等の公表）

第四十一条 条例第六十二条に規定する特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画等の公表については、第三条の規定を準用する。

（特定建築物の設計者による再生可能エネルギー設備等の導入に係る説明）

第四十二条 条例第六十三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 再生可能エネルギー設備等の導入による環境負荷の低減への効果

二 当該建築物に導入することができる再生可能エネルギー設備の種類

三 いずれかの再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気

の最大量

四 その他知事が別に定める事項

（説明を要しない旨の意思表明）

第四十三条 条例第六十三条第二項の意思の表明は、特定建築物の設計者に次に掲げる事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出することによつて行うものとする。

一 意思の表明の年月日

二 特定建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

三 特定建築物の所在地

四 設計者の氏名、一級建築士又は二級建築士の別及びその登録番号

五 条例第六十三条第一項の規定による説明を要しない旨

六 その他知事が別に定める事項

（設計者による説明記録の保存期間）

第四十四条 条例第六十三条第三項の規則で定める期間は、条例第六十条第一項の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に定める特定建築物（同条第二項の規定により変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画を提出した特定建築主にあっては、当該変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に定める特定建築物）に係る工事が完了した日（建築面積（増築又は改築の場合）又はその他知事が別に定める場合は、条例第六十三条第一項の規定による説明をした日）から起算して三年とする。

第三十条を第三十五条とし、第二十六条から第二十九条までを五条ずつ繰り下げる。

第二十五条第一号中「第二十三条」を「第二十八条」に改め、同条を第三十条と

する。
第二十四条を第二十九条とし、第二十条から第二十三条までを五条ずつ繰り下げる。
第十九条第一号中「第十七条」を「第二十二条」に改め、同条を第二十四条とする。

第十八条を第二十三条とし、第十三条から第十七条までを五条ずつ繰り下げる。
第十二条の次に次の五条を加える。

(特定建築物排出量削減計画の作成等)

第十三条 条例第二十八条第一項の規則で定める規模以上の建築物は、床面積(同項に規定する増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。)の合計が二千平方メートル以上の建築物とする。
2 条例第二十八条第一項に規定する特定建築物排出量削減計画は、当該特定建築物の新築、増築又は改築に係る工事着手予定日の二十一日前までに提出するものとする。

3 条例第二十八条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 県産木材の利用状況
- 二 その他知事が別に定める事項

(提出を要しない軽微な変更)

第十四条 条例第二十八条第二項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる要件の全てに該当する変更とする。
一 条例第二十八条第一項第一号及び第四号に掲げる事項を変更しないものであること。

二 特定建築物の床面積を変更しないものであること。

三 特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の値が変化しないものであること。

(変更後の特定建築物排出量削減計画の提出)

第十五条 条例第二十八条第二項の規定による変更後の特定建築物排出量削減計画の提出は、変更の事実があつた日から三十日以内に行うものとする。

(特定建築物排出量削減計画の実施報告)

第十六条 条例第二十九条の規定による特定建築物排出量削減計画に定める特定建築物(条例第二十八条第二項の規定により変更後の特定建築物排出量削減計画を提出した特定建築主にあつては、当該変更後の特定建築物排出量削減計画に定める特定建築物)に係る工事の完了の報告は、当該工事の完了後十五日以内に行うものとする。

(特定建築物排出量削減計画等の公表)

第十七条 条例第三十条の規定による特定建築物排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。

附則第三項中「第十八条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附則第四項中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

附則第五項中「第三十二条第一項」を「第四十五条第一項」に改める。

第二条 二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則の一部を次のように改正する。

第五十三条を第五十四条とし、第四十五条から第五十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第四十四条中「建築面積(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築後の建築面積)が百五十平方メートル未満の場合又はその他知事が別に定める場合」を「第三十七条第一項各号に掲げる場合にあつて」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十三条を第四十四条とし、第三十八条から第四十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十七条第二項第一号中「特定建築物」を「第三十七条第二項の規定により算出した特定建築物」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(特定建築物への再生可能エネルギー設備の導入等)

第三十七条 条例第五十九条第一項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 建築面積(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築後の建築面積)が百五十平方メートル未満の場合

二 その他知事が別に定める場合

2 条例第五十九条第一項の規則で定める基準は、特定建築物に導入すべき再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量を、それぞれ知事が別に定めるところにより石油等の一次エネルギーの熱量に換算して得られた量の合計が、一年当たり六十メガジュールに当該特定建築物の床面積(増築又は改築の場合にあつては、増築又は改築に係る部分に限る。)の合計の平方メートルで表した数値を乗じて得た量以上であることとする。

附則第五項中「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

附則

この規則中第一条の規定は令和四年十月一日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

農業委員会等に関する法律に基づく交付金の交付の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十三号

農業委員会等に関する法律に基づく交付金の交付の基準を定める規則の一部を改正する規則

農業委員会等に関する法律に基づく交付金の交付の基準を定める規則(昭和六十年

群馬県規則第六十一号の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「及び土地持ち非農家数中の総農家数」を削り、同条第二項中「状
況中の経営耕地総面積」を「面積」に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第206号

群馬県県税条例(昭和25年群馬県条例第32号)第146条の11第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和4年8月30日

群馬県知事 山本 一 太

免税証の種類	業種	記番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
100リットル券	農業	G01200203～ G01200204	2枚	令和4年3月1日から令和5年2月28日まで	群馬県前橋市朝倉町513-1 全農エネルギー株式会社 前橋店	前橋行政県税事務所	令和4年7月12日

◎群馬県告示第207号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

令和4年8月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 東京都千代田区一番町8 住友不動産一番町ビル7階 READYFOR株式会社
- 2 委託した事務の内容 ふるさと納税を活用したクラウドファンディングに係る寄附金の収納及びその寄附金に係る収納情報の取りまとめ
- 3 委託期間 令和4年8月2日から令和5年1月31日まで

◎群馬県告示第208号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和4年8月30日

群馬県知事 山本 一 太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定をした日	歳入の種類
東京都千代田区一番町8 住友不動産一番町ビル7階 READYFOR株式会社	令和4年8月2日	ふるさと納税を活用したクラウドファンディングに係る寄附金

◎群馬県告示第209号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年8月30日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1－（シクロブチルメチル）－N－（2－フェニルプロパン－2－イル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド（通称名CUMYL－CBMINACA）及びその塩類
- (2) [（2S，4S）－2，4－ジメチルアゼチジン－1－イル] [（8R）－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－イル] メタノン（通称名LSZ、LA－SS－Az）及びその塩類
- (3) 1－（4－フルオロ－3－メチルフェニル）－2－（ピロリジン－1－イル）ペンタン－1－オン（通称名4－fluoro－3－methyl－ α －PVP、MFPVP）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和4年8月31日

■ 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和4年8月30日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の名称	変更年月日	変更事項	新	旧
群馬県登録第1010号	炭酸カルシウム肥料	54.0炭酸カルシウム肥料	有恒鉱業株式会社	令和4年7月1日	生産業者の住所	東京都中央区日本橋兜町17-1-204	埼玉県深谷市田中328
群馬県登録第1024号	炭酸カルシウム肥料	55.0炭酸カルシウム肥料	有恒鉱業株式会社	令和4年7月1日	生産業者の住所	東京都中央区日本橋兜町17-1-204	埼玉県深谷市田中328

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届

出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年8月30日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
富士見北橋	理 事	退 任	柳井進	前橋市富士見町米野1216番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により明治用土地改良区の定款の変更を令和4年8月22日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年8月30日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により板倉台地土地改良区の定款の変更を令和4年8月22日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年8月30日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、藤岡都市計画土地区画整理事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年8月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 藤岡都市計画土地区画整理事業 東平井打越地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年8月8日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び藤岡市都市建設部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年8月30日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字石打字家間1069-3、1069-4、1069-6	邑楽郡邑楽町大字中野2089番地8 菅野豊

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年8月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 第5次群馬県庁情報通信ネットワークインターネット回線 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年7月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 KDDI株式会社官公庁営業部 東京都千代田区大手町一丁目8番1号
- 5 落札金額 308,959,860円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年6月10日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111